

# ふるさと小野町会 ふれあい通信

## ふるさとの発展のため

吉野 正芳

(東京支部)



ふるさと小野町会の皆様こんにちは。新入会員の衆議院議員吉野正芳でございます。小野町会の皆様とご縁ができて先般この会に入会させていただきました。どうぞ末永いお付き合いのほど宜しくお願い申し上げます。

私は、県議会議員当時は勿論、衆議院議員となりましてからもいわき市を中心とした浜通りを政治活動の拠点としたしてまいりましたが、昨年さまざまな政治的事情から小野町を中心とした田村郡や県南地方を選挙区として政治活動を展開していくことと決断したところでございます。家業

が製材工場でございますので、もともと小野町の皆様方とは幼いころからご縁がありました。今般もおかげさまで実に多くの方々から、私のおかれた立場をご理解いただき、親身になったお世話やご紹介などを賜り、心から感謝いたしております。

私自身が皆様にできる恩返しは一つしかございません。すなわち、ふるさとの発展なくして国政の進展はあり得ないとの信念のもと、多方面からご意見をしっかりと伺い、ふるさと小野町にお住まいになる方々の生活がより一層向上するよう努力する覚悟でございます。

今後とも宜しくお付き合いくださいますよう、重ねてお願いいたします。

いま、この原稿を書いている最中に、小野町出身の作家 丘灯至夫さんの訃報に接しました。私たちの若かりしころ、正に青春時代真っ只中であって、丘さんが作詞された歌を耳にしない日はありませんでしたし、私たちが口ずさんだ歌はほとんど丘さんが作られた歌でした。心からご冥福をお祈りいたしたいと存じます。

# 国民年金コーナー

新成人の皆さん

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう

## 義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は国民年金に加入し保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

## 加入の手続き

学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市町村役場で直接手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

## 保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま国民年金保険料が未納となっていると、万が一のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますので、こ

注意ください。

## 学生納付特例制度

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用した期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれることとなります。(老齢基礎年金額の計算の対象となる期間には含まれません。)

将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障がいが残ってしまった場合に障害基礎年金を受けることができないことを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由で保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

## ◆問い合わせ

郡山社会保険事務所  
☎024-932-3434  
町民生活課  
☎72-6933